

# 消費生活センターに相談するときは…

悪質商法による被害や商品事故の苦情などの消費生活に関する相談に応じ、相談内容により問題解決のための助言や各種情報の提供を行います。また、必要に応じてあっせん等を行うこともあります。

- ① 自分の希望〔解約したい・交換したい〕などをはっきり伝える。
- ② 資料を揃える〔契約書・保証書・名刺・メモ・チラシ・パンフレット〕などすべて。
- ③ 契約までの詳しい〔経緯〕を整理する。
- ④ 相談の原則は〔本人〕です。

なるべく当事者本人が  
相談を！！



## 受付時間

- 北海道立消費生活センター：午前9時～午後4時30分 ※月曜から金曜まで祝祭日を除く
- 各地域相談所：午前10時～午後4時

※各消費生活センター、市役所、町村役場でも受け付けています。